

議案第21号

磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期

間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日（再度の延長をしようとする場合にあっては、当該延長をしようとする期間の末日及び次条に規定する特別の事情）を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準じると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年磐田市条例第38号）第15条に規定する特別休暇（これに相当する休暇を含む。）のうち規則で定める特別休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合
(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を前項の規定により更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、組織内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給の日（磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）第5条第3項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）

又はその次の昇給の日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には組織内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 磐田市職員退職手当支給条例（平成17年磐田市条例第58号。以下「退職手当条例」という。）第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第11条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第12条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による配偶者同行休業の承認を受けようとする職員は、この条例の施行の日前においても、第5条の規定の例により、その承認の申請を行うことができる。

(磐田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 磐田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年磐田市条例第39

号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又は磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和7年磐田市条例第 号)第10条第1項」を加える。

第10条第1号中「第6条第1項」の次に「又は磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例第10条第1項」を加える。

(磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年磐田市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年磐田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

磐田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項 _____ の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項 _____ の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は<u>磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年磐田市条例第 号）第10条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は<u>磐田市職員の配偶者同行休業に関する条例第10条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)・(3) 略</p>

磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正案
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p>(追加)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><u>第25条</u> 略</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p><u>第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p><u>第26条</u> 略</p>

現行	改正案
(非常勤職員の給与) <u>第26条</u> 略	(非常勤職員の給与) <u>第27条</u> 略

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行	改正案
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第24条 略	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第24条 略
(追加)	<u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第25条 略	(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第26条 略
(非常勤職員の給与) <u>第26条</u> 略	(非常勤職員の給与) <u>第27条</u> 略